

# サンストリート浜北 イベント開催申込書兼承諾書

双日商業開発株式会社 御中

年 月 日

後記商業施設(以下、本施設といいます)の一部で下記内容のイベントを開催するにあたり、後記イベントスペース利用規則を遵守のうえ申し込み致したく、ご承諾の程宜しくお願い申し上げます。

## 記

使用者名(法人名)	印		
住 所			
電 話 番 号		F A X 番 号	
担 当 者 名		連 絡 先	
イ ベ ン ト 内 容			
準 備 ( 搬 入 ) 日 時	2017年 月 日( ) 時 分 ~ 時分		
開 催 日 時	開催日時: 2017年 月 日( ) ~ 月 日( ) 計 日間 (開始時間) 時 分 ~ (終了時間) 時 分		
撤 去 ( 搬 出 ) 日 時	2017年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分		
使 用 料 金	固定賃料 円(消費税別途)		
支 払 方 法	末日締め/翌月末日支払 振込先:三井住友銀行 丸の内支店 普通 No.7092053 口座名義:サンストリート浜北 信託基本口座 信託受託者		
備 考	≪火気の使用有無、電気の使用有無、音響機器の使用有無、 天候による中止・順延について、その他利用に関して≫		

\_\_\_\_\_ 御中

年 月 日

上記内容につき、承諾致しました。

尚、本書への弊社捺印をもって契約成立とさせていただきますので、予めご了承の程宜しくお願い致します。

東京都港区虎ノ門一丁目1番12号

双日商業開発株式会社

代表取締役 河野 宏毅

## サンストリート浜北イベントスペース利用規則

### 【1. 基本規則】

- (1) サンストリート浜北(以下、本施設といいます)のイベントスペース(添付図面において赤枠で示す部分。以下、イベントスペースといいます)の使用は、本施設の賃貸人たる双日商業開株式会社(以下双商といいます)の指示により、本施設管理事務所(以下、管理事務所といい、双商と管理事務所を総称して以下、許諾者といいます)で所定の審査、検討を行ったうえで、双商が本書に捺印することにより許可(以下、本件許可といいます)されるものとします。
- (2) イベントスペースの使用者(以下、使用者といいます)は、イベントスペースにおいて標記記載のイベントおよびそれに付随する業務(事前の準備作業および撤去にかかる搬入出作業を含みますがこれらに限りません。総称して以下、本イベントといいます)を行うにあたり、本イベントの実施にあたり適用のある一切の法令および許諾者もしくは本施設の役職員の指示に従い誠実に本イベントを催行するものとします。
- (3) 使用者は、イベントスペースを双商の事前の書面による承諾なく第三者に転貸し、または使用させてはならないものとします。また、使用者は、本件許可に基づく使用者の権利を第三者に譲渡し、または質入れその他担保に供しないものとします。なお、申込者と使用者が異なる場合、使用者は必ず許諾者の事前に書面による承諾を得るものとします。
- (4) 本イベントは、使用者の責任と負担において催行するものとし、許諾者は本イベントの内容に関し一切の責任を負いません。また、本施設の来訪者(以下、来訪者といいます)および本施設における他のテナント(以下、他テナントといいます)、その他第三者からの問合せ、クレームのほか、これらに類するトラブル、紛争等については、その一切を使用者にて対応、解決するものとします。
- (5) 本イベントの期間(ただし、標記記載の「準備(搬入)日時」における開始日から同記載の「撤去(搬出)日時」における終了日までの期間を指すものとし、以下、本イベント期間といいます)中、展示物等持込物品の盗難および破損、滅失等損害が生じた場合、許諾者は一切その責任を負わないものとします。
- (6) 標記記載の本イベントの内容に変更があった場合、使用者は速やかに許諾者に対して連絡し、必要に応じて協議するものとします。
- (7) 許諾者は、本イベントの催行により来訪者または他テナント、その他第三者に対し危害または迷惑を与えると判断した場合、本イベントの内容、開催時間等の詳細について使用者に対し勧告または指導できるものとし、使用者はこれに異議なく従うものとします。なお、使用者が当該勧告または指導に従わなかった場合、または来訪者および他テナント、その他第三者に対し危害が及んだ場合、許諾者は本件許可を取り消すことができるものとします。
- (8) 使用者は、前号により本件許可が取り消された際に損害を生じた場合においても、当該損害の賠償等、一切の請求を許諾者に対して行わないものとします。
- (9) 使用者は、イベントスペースの使用が終了した場合(第(7)号により本件許可が取り消された場合を含みます)、ただちにイベントスペースを原状に回復するものとします。

### 【2. 搬出入作業にかかる遵守事項】

- (1) 使用者は、資材、機材等の搬入出の作業をする際は、来訪者または他テナント、その他第三者の妨げにならない様にし、許諾者の指示に従い作業を行うものとします。また、許諾者が交通誘導員等(総称して以下、誘導員等といいます)が必要と判断した場合は、使用者は自己の費用負担により誘導員等を許諾者の指示に従い配置するものとします。
- (2) 使用者は、本施設に本イベント関係者の駐車場が確保できないことを予め承諾するものとします。
- (3) 使用者は、本イベント期間中、毎日、本施設を入退出する際に、本施設の管理センターに駐在する管理員(以下、管理

員といひます)へ連絡し、所定の手続を経なければならぬものとします。

### 【3. 使用料金等にかかる遵守事項】

- (1) 使用者は、標記記載のイベントスペース使用料金(以下、使用料金といひます)を、標記記載の方法により双商に支払うものとします。なお、当該振込みにかかる手数料は使用者が負担するものとします。
- (2) 使用料金等の支払いが支払指定期日を過ぎた場合、許諾者は督促手数料および双商所定の遅延損害金の支払いを使用者に請求できるものとします。
- (3) 使用者が本件許可を取得後、やむを得ずイベントスペースの使用をキャンセルする場合は、標記記載の「準備(搬入日時)」における開始日の7日前(以下、キャンセル期限日といひます)迄に許諾者に口頭および書面にて通知するものとします。キャンセル期限日の翌日以降に使用者がキャンセルする場合は、別途双商所定の方法により算出されるキャンセル料を負担するものとします。

### 【4. 本施設の利用にかかる遵守事項】

- (1) 使用者は、本施設および施設内の諸設備(イベントスペースを含みます)の破損、毀損等を生じさせた場合、速やかに許諾者に申し出るものとします。なお、当該破損、毀損等の発生により許諾者、他テナント、来訪者またはその他第三者(本施設の近隣住民および本施設に面する道路の通行人等を含むがこれらに限りません)に損害が生じた場合、使用者は当該損害の一切を賠償するものとします。
- (2) 使用者は、本イベントを双商が指定するイベントスペース内でのみ行い、隣接する本施設の通路部分および駐車場にはみ出してはならぬものとします。
- (3) 本イベントにて発生したゴミは、全て使用者が持ち帰るものとします。
- (4) 使用者は、本施設内(イベントスペースを含みます)で飲酒や火気の使用(喫煙等を含みます)をしてはならぬものとします。
- (5) 本イベントを行う際の設営作業、撤収作業は、全て使用者の責任と負担で行うものとします。
- (6) 使用者は、本施設に引火物、その他の危険物を持ち込まぬものとします。
- (7) 使用者が本イベントにおいて電源設備の使用を希望する場合は、事前に許諾者の書面による承諾を得るものとします。ただし、使用者がイベントスペースに持ち込む機器類によっては使用できない場合があること、また消費電力量によっては双商が使用者に対して使用料金とは別途、当該電源設備の使用により発生した電気利用料を請求する場合があることを、使用者はあらかじめ承諾します。
- (8) 使用者が音響機器(テレビ、ラジカセ、ステレオ、スピーカー(アンプの接続を要するものを含む)、電子メガホン等の機器類を含むがこれらに限らない。以下音響機器類といひます)を持ち込む場合は、事前に許諾者の書面による承諾を得るものとします。また、使用者は、当該承諾の取得にかかわらず、許諾者が音量の調整もしくは音響機器類の使用停止を求める場合があることを異議なく承諾します。

### 【5. その他】

- (1) 使用者は、使用者が以下の各号の一に定める者(以下、反社会的勢力といひます)に該当しないことを、双商に対して表明し、これを保証します。
  - ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定義する暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、その他集团的または常習的に違法行為等を行うことを助長するおそれのある団体、およびこれら団体に属しているもの、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
  - ②「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体、および当該団体に属している

者、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。

③前各号の団体に類する団体、および当該団体に属している者、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。

④「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に定義する風俗営業、同条第5項に定義する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業を営む者または当該営業のためにイベントスペースを利用しようとする者。

⑤「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿および犯罪収益等收受を行いまたは行っている疑いのある者またはこれらの者と取引のある者。

⑥「貸金業法」第24条第3項に定義する取立て制限者またはこれらに類する者。

⑦前各号のいずれかに該当する者を役員、従業員または親会社その他の関係会社として有する法人。

(2) 使用者は、合理的な拒否事由がない限り、前項に定める事項に関する双商による調査に協力するものとし、双商からの要請がある場合、当該調査に必要な情報を双商に提供します。また、使用者は、当該調査のために双商が提供を受けた使用者の情報(個人に関する情報を含みますが、これに限りません)を第三者に提供する場合があることを、あらかじめ異議なく承諾します。

以上

## 記

### 商業施設の表示

名 称: サンストリート浜北

所 在: 静岡県浜松市浜北区平口2861番地

お問合せ先: サンストリート浜北 マネジメントオフィス

担 当: 大島

T E L: 053-585-8333

以上